

令和5年度

組織改正について

R 5 . 2 . 2 1

茨 城 県

I 産業人材育成体制の強化

- 成長分野への円滑な労働力の移行や、県内産業の生産性向上につなげるリスキリングを推進するとともに、IT人材の育成強化に向けた県立産業技術短期大学（IT短大）の大学化に取り組む体制を整備するため、**産業戦略部に「産業人材育成課」を設置。**

II G7関係大臣会合推進体制の強化

- G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合（令和5年12月8日～10日開催）に向けた、開催支援等の推進体制を強化するため、営業戦略部国際観光課内のG7大臣会合推進室（令和4年11月1日設置）を、**営業戦略部の「G7大臣会合推進室」として課に格上げ。**

III 地域包括ケア推進体制の強化

- 保健・医療・介護の切れ目ない提供体制を構築し、健康づくり・生活習慣病対策と連携した県民の健康寿命の延伸を図るため、**保健医療部健康推進課**に地域包括ケアシステム業務を一元化した**「地域包括ケア推進室」を設置。**

※福祉部所管の地域ケア、地域リハビリ、認知症、介護保険（一部）と保健医療部所管の在宅医療を一元化

IV 行政課題への対応体制の強化

- よりスピード感をもって喫緊の行政課題に対応するため、各部次長が県議会との連絡調整を担うこととし、「企画監（正課長級）」は廃止。